

事業評価・検討事項について

(1) 地域支え愛ポイント制度

登録ボランティアについて

- ・年齢、住所（市外も可）問わず、誰でも参加できる。
- ・登録申請事務等は、社会福祉協議会に委託している。

対象ボランティア活動について

- ・「子育て世代の安心づくり」と「高齢者の安気づくり」に資する活動が対象となる。
- ・対象ボランティア活動は、資料 1 の 4 ページの図のように拡大している。

ポイント付与機関について

- ・ポイントシールの交付、ポイントシールの管理をしている。
- ・ポイント交換時期に、所属する登録ボランティアのポイント交換を取りまとめする。

ポイントの付与基準について

- ・活動 1 回につき 1 ポイント、2 時間以上の活動は 2 ポイントを付与する。
- ・年間のポイント付与上限は 100 ポイントとする。

ポイントのKマネー交換について

- ・1 ポイント 100 円とし、10 ポイント単位での交換とする（上限 100 ポイント）。
- ・ポイント交換は、活動した翌年度の 4、5 月に実施する。
- ・交換した K マネーを社協もしくは市に寄付することができる。
- ・10 ポイント未満の端数ポイントは翌年度に自動繰り越しされる。
- ・特別な事情がある場合は、いつでもポイント交換ができる。

(2) Kマネーの発行

Kマネーについて

- ・額面は1,000円で、お釣りは出ない。
- ・有効期限は発行から1年間で、毎年4月と10月の年2回発行する。
- ・Kマネーは、以下の方法で交付している。
 - (1) 地域支え愛ポイント制度におけるポイント交換による交付
 - (2) 市からの補助金、報償費の一部をKマネーに振り替えることによる交付
 - (3) Kマネーの販売で交付
- ・協力店数は424店舗(平成27年度末現在)で、市内店舗のみ登録できる。

協力店によるプレミアム特典について

- ・Kマネーを利用した際に、協力店によって様々なプレミアム特典を付与する(任意)。
- ・プレミアム特典をつけているのは、全体の約34%である。(平成27年度末現在)

協力店による社会貢献協力金の負担について

- ・Kマネー額面の1%を社会貢献協力金として負担いただいている。
- ・社会貢献協力金は、地域支え愛ポイント制度の運営経費に充当する。

市内金融機関での換金について

- ・市内金融機関でのみ換金が可能である。
- ・換金事務は、市内金融機関に協力いただいている。

Kマネーの販売について

- ・現金1,000円で、Kマネー1枚を販売(等価)している。
- ・販売事務委託により、商工会議所で販売している。
- ・イベント時などに、PRとして出張販売している。

(3) 今後の事業展開や課題について